

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 28 日

水道関係事務所長 様

水 道 課 長

令和 4 年度水道施設整備費に係る歩掛表の送付および運用について

標記のことについて、令和 4 年度水道施設整備費に係る歩掛表改定内容を別紙のとおり送付します。運用については下記によることとしますので、事業の実施にあたり、適正に取り扱っていただくようお願いします。

記

1 諸経費率の改訂について

改定内容：一般管理費率等の改訂（詳細は別紙 P1/18～11/18 前段参照）

適 用 日：令和 4 年 5 月 1 日

2 その他

諸経費以外の施工歩掛等の改訂適用日、及び積算システム改修は、令和 4 年 10 月を予定しています。

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定総括表

項 目	令和3年度版 頁番号	内 容
第一編 請負工事標準歩掛		
第1章 積算基準		
第2節 工事費の積算		
1-2-1 直接工事費		
1-2-1-2 労務費	4	・深夜割増の明示
1-2-2 間接工事費		
1-2-2-2 共通仮設費	6, 7	・率算定による部分の記述の変更
	8	・既設管内配管工法について明示
	9	・工種区分の既述の変更
	10, 11	・質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬の変更
	21	・トンネル工事における呼吸用保護具の積算の記述の追加
1-2-4 一般管理費等		
1-2-4-4 一般管理費率の補正	30	・一般管理費率の変更
1-2-9 週休2日交代制モデル工事に要する費用の積算	新設	・週休2日交代制モデル工事に要する費用の新設
1-2-10 市場単価方式による週休2日取得に要する費用の計上に関する補正係数	新設	・市場単価方式による週休2日取得に要する費用に関する補正係数の新設
第2章 開削工歩掛		
第1節 標準掘削断面		
2-1-3 掘削幅の算定	37, 38	・最小掘削幅の変更
第6節 ポリエチレン管布設工		
2-6-2 ポリエチレン管（融着接合）布設歩掛表	82	・呼び径40mm以下の追加
第二編 参考資料		
第1章 参考歩掛		
第1節 管路土工		
1-1-2 管路埋戻歩掛表	162	・機械運転の記述の追加

※上記のほか、全般を通して、以下の改定を行っている。

- ・誤解しやすい表現に対する補足説明の追加
- ・誤記の訂正

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）
P3	<p>1-2-1 直接工事費</p> <p>1-2-1-1 材料費</p> <p>(2) 価格</p> <p>価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。</p>	<p>1-2-1 直接工事費</p> <p>1-2-1-1 材料費</p> <p>(2) 価格</p> <p>価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。</p>
P4	<p>1-2-1-2 労務費</p> <p>(3) 夜間工事の労務単価</p> <p>次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>② 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（実働時間8時間＋休息时间1時間）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。〔例－1〕、〔例－2〕</p>	<p>1-2-1-2 労務費</p> <p>(3) 夜間工事の労務単価</p> <p>次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>② 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（8時間）＋休息时间（1時間）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。〔例－1〕、〔例－2〕</p>
P4	<p>(4) 休日作業の労務単価</p> <p>緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。</p> <p>法定休日とは、使用者の定める週1回以上、もしくは4週間のうち4日以上の日とする。</p>	<p>(4) 休日作業の労務単価</p> <p>緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。その内、深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。</p> <p>法定休日とは、使用者の定める週1回以上、もしくは4週間のうち4日以上の日とする。</p>
P6	<p>1-2-2 間接工事費</p> <p>1-2-2-2 共通仮設費</p> <p>(2) 算定方法</p> <p>1) 率計算による部分</p> <p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。</p> <p>a. 原則として管材費のうち1/2の金額</p> <p>b. 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費</p> <p>c. 上記bを支給する場合の支給品費</p> <p>d. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価（工場製作品を含む）</p> <p>e. 大型標識柱〔オーバーハンク式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤（鋼管フレーム型、パットレス型）、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費（製作費を含む）</p>	<p>1-2-2 間接工事費</p> <p>1-2-2-2 共通仮設費</p> <p>(2) 算定方法</p> <p>1) 率計算による部分</p> <p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。</p> <p>a. 原則として管材費のうち1/2の金額</p> <p>b. 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費</p> <p>c. 上記bを支給する場合の支給品費</p> <p>d. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価（工場製作品を含む）</p> <p>e. 大型標識柱〔オーバーハンク式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部分、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費（製作費を含む）</p>

